

令和6年8月22日

秋田県知事 佐竹 敬久 様

秋田県地方独立行政法人評価委員会
委員長 倉林 徹

令和5年度地方独立行政法人秋田県立療育機構の業務の実績に
関する評価について（答申）

令和6年8月19日付け障一1199で諮問のこのことについて、地方独立行政法人法施行条例（平成15年秋田県条例第76号）第3条第1項第2号の規定に基づく秋田県地方独立行政法人評価委員会の意見は次のとおりである。

「I 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」

「1 質の高い療育の提供」の「(1) ⑤在宅の障害児・者に対する療育指導の実施及び市町村事業の受け入れ」について

当該項目は、収支計画ではなく事業効果を評価する項目であるため、「B 評価」とした理由を、福祉収益の減少ではなく、看護師不足に起因する短期入所者等の制限によって、事業効果が計画より下回ったことを根拠とした表現に修正すること。